

令和8年1月27日  
資源循環局 事業系廃棄物対策課

## 「一般廃棄物処理業許可基準等要綱」に関する意見公募について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」及び「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成4年条例第44号）」を補完するため、「一般廃棄物処理業許可基準等要綱（昭和46年12月。以下、「要綱」という。）」を制定しております。

現在、要綱では一般廃棄物収集運搬業に使用する車両は当該業の専用車両とするよう定めておりますが、近年の廃棄物処理業界では、運搬車両や運転手の人員不足、燃料費高騰による運搬コストの上昇が問題となっております。

また、横浜市は2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロを達成するため、自動車の排気ガスを削減する取組みを推進する立場にあり、運搬車両の使用目的の制限緩和について柔軟に対応するべきと考えております。

そのため、一般廃棄物収集運搬業と神奈川県又は横浜市産業廃棄物収集運搬業の運搬車両の兼用利用を開始することとし、要綱の一部改正を行う予定です。

つきましては、広く市民の皆様から御意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

### 1 御意見公募期間

令和8年1月27日(火)から令和8年2月27日(金)まで

### 2 御意見提出方法

次のいずれかの方法により、御提出願います。

なお、電話での御意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

#### (1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：sj-gyoresearch@city.yokohama.lg.jp

横浜市 資源循環局 事業系廃棄物対策課 処理業指導係 宛て

#### (2) 郵送の場合

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 23階

横浜市 資源循環局 事業系廃棄物対策課 処理業指導係 宛て

#### (3) FAXの場合

FAX番号：045-663-0125

横浜市 資源循環局 事業系廃棄物対策課 処理業指導係 宛て

### 3 注意事項

#### (1) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

- (2) いただいた御意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。
- (3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (4) その他個人情報については、個人情報の保護に関する法律にしたがって適切に取り扱います。

#### 4 御不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市 資源循環局 事業系廃棄物対策課 処理業指導係 宛て  
電話番号：045-671-2511

※ 電話による御意見は御遠慮くださいますようお願いいたします。